

那覇市公報

号外第 7 0 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

- 平成 20 年度定期監査（後期）の結果に対する措置について（公表）…………… 331

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 2 号

平成 2 1 年 5 月 2 2 日

那覇市監査委員	慶	利光
同	宮里	善博
同	洲鎌	忠
同	知念	博

平成 20 年度定期監査（後期）の結果に対する措置について（公表）

平成 20 年度定期監査（後期）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 20 年度定期監査（後期）の結果に対する措置について

総務部

○ 総務課

1 地方自治法改正に伴う情報提供の周知徹底について（要望事項）

地方自治法改正に伴う事務処理に不十分な対応が散見された。今後は、同法の改正に伴う情報提供を迅速に行い、同法改正に伴って整備すべき条例等改正事務に遺漏がないよう、各部局へ周知徹底するよう要望する。

□ 要望事項に関する措置

法令等の改正に伴い必要となる本市の例規等の改正については、基本的には、当該例規等を所管する部署において然るべく適切に対応すべきものとする。このようなときは、国あるいは県の事務担当部署を通じて、事務を担当する部署に、直接、通知・連絡があるのが通常であり、迅速・適切に対応できるものと思うからである。

地方自治法の改正関連については、現在、当方において、到着した官報内容のチェックを行い、同法改正関連の事項については全庁掲示板を活用して、関連例規等の所管部署において必要に応じて例規等の改正等を行うよう注意を喚起することとしている所である。

2 南部市町村会及び財団法人南部振興会の団体負担金について（努力事項）

本市はこれまでも南部市町村会及び財団法人南部振興会に対して、負担金の縮減、事務事業の統廃合及び個別具体的な項目を挙げ抜本的な事務統合改革を提案してきた。

しかし、当該団体の平成 19 年度決算で確認した結果、南部市町村会一般会計から 2,738 万 1,000 円、財団法人南部振興会から 1,118 万 1,000 円を南部広域市町村圏事務組合へ事務委託料として支出している。予算の効率的・効果的な執行の観点から当該 2 団体の事務委託費、業務の明確化及び費用負担等を検証し、より一層事務事業の統合及び組織運営の改善に努められたい。

□ 努力事項に関する措置

南部市町村会及び財団法人南部振興会の団体負担金については、毎年、次年度の負担金を審議する総会や評議員会に合わせて、これまでも度々負担金の減額を要請してきた。

また、事務事業の統廃合については、平成 20 年 7 月 3 日には両団体へ市長名で「平成 20 年度貴団体への負担金並びに今後の貴団体事務事業の統廃合の検討について」を送付し、事務事業の統合等について、研究、調整の申し入れを行った。更に平成 20 年 10 月 21 日付け総務部長名で「「団体事務事業見直し及び統廃合について」の意見について」を郵送し、具体的に項目を挙げて意見提案を行ったところである。

南部市町村会及び財団法人南部振興会は那覇市以外の構成市町村もあり、那覇市の意見だけで事務事業の統合や組織運営の改善を実施することが困難な部分もあるが、今後とも負担金の削減を要請する中で、継続して事務事業の統

合や組織運営の改善について働きかけていきたい。

○ 人事課

1 契約事務手続きについて（留意事項）

産業医による職員健康相談業務委託（精神科）等の契約書類を抽出確認したところ、支出負担行為として整理する時期にされていなかったものが1件、債務負担行為の設定をしていなかったことにより複数年契約とすべきものを単年度契約としたものが2件見られた。

那覇市予算決算規則第23条（支出負担行為の整理区分及び事前合議）地方自治法第214条（債務負担行為）及び第215条（予算の内容）に則り適正な事務手続きに努められたい。

□ 留意事項に関する措置

産業医委託契約については、年度末に一括で支払うという契約内容であったため、契約日（4月1日）ではなく12月末に支出負担行為を行った経緯がある。今回の指摘により、平成21年度の契約においては支出負担行為として整理する時期（4月1日）に支出負担行為を行った。

複数年契約とすべきものを単年度契約とした2件（ファクシミリと複写機）については、当時3年間の契約を前提とし入札事務を執行したものの、債務負担行為を行っていない。今回の指摘により、ファクシミリについては、平成21年度で契約終了のため、単年度契約での対応とした。複写機については、平成22年度が3年目（最終年）に当たるため、当該年度については、債務負担行為を行った。（平成21年1月処理済み）

2 備品管理について（留意事項）

備品台帳と現品を調査した結果不一致が見られ、古いパソコンとプリンターは既に処分されていた。那覇市物品会計規則第26条（台帳等）同規則第21条（処分）等を順守した適正管理に努められたい。

□ 留意事項に関する措置

今回の指摘を受け備品台帳と現品の調査を実施し、那覇市物品会計規則等に従い備品台帳の整備を行った。

○ 管財課

未収金対策について（努力事項）

土地貸付収入（一般貸付分）の未収金対策は、平成19年度から人員増等の体制強化や裁判上の和解等により一定の成果が見られる。しかし、平成20年11月30日現在の未収額（滞納繰越分）は、1,433万6,108円と多額であることから、財産調査に基づく効果的な徴収手続きや必要な場合における法的措置等により早期回収に努められたい。

□ 努力事項に関する措置

平成16年度監査指摘事項に基づき、平成19年度からは課題解決のための人

員増等により、電話・訪問等による督促を強化してきた。

平成 20 年度末における未収額(滞納繰越分)の見込みは、671 万 9,578 円と、徐々にその成果を挙げてきている。

今後も、より一層効果的な徴収に取り組んでいきたい。

企画財務部

○ 企画調整課 (旧経営企画室)

1 南部広域市町村圏事務組合負担金の一括払いについて (要望事項)

南部広域市町村圏事務組合に対する負担金 (1,019 万 6,000 円) は、毎年慣例的に 5 月に前金払いで一括して支払っている。

当該負担金は、交付団体の資金需要に応じた資金計画等を提出させたうえで必要に応じた額を分割して支払っても交付団体の運営に支障をきたすことはないと考えられることから支払い方法の見直しを図られたい。

□ 要望事項に関する措置

当該負担金については、交付団体の資金需要は毎月ほぼ平準化していると考えられ、必要な額を分割して支払っても交付団体の運営に支障をきたすことはないと考えられます。交付団体と協議して資金計画を確認のうえ、1 / 4 半期毎の分割支払いについて検討いたします。

2 沖縄大学校舎建設事業補助金の予算計上について (是正事項)

沖縄大学に対する補助金 (200 万円) は、対象事業である校舎建設の完成が平成 21 年度以降であるにもかかわらず平成 20 年度の予算に計上している。このことは那覇市補助金等交付規則をはじめとした予算の執行及び補助金交付の執行の原則に抵触する不適正な予算計上であると判断する。

今後は、予算計上のあり方を再確認し、補助金の交付に際しても十分に精査して執行するよう求める。

□ 是正事項に関する措置

対象事業である校舎建設の完成が、昨今の情勢による建築確認の遅れ等の事情により平成 21 年度以降にずれ込んだため、平成 20 年度の予算執行は見送ることとしました。

今後も、予算計上、補助金の交付を適正に行ってまいります。

○ 情報政策課

1 家屋評価システム構築業務委託契約について (注意事項)

家屋評価システム構築業務委託契約 (1,278 万 600 円) は、平成 20 年 6 月 13 日から契約期間 49 日間の業務を終了し支払いも完了している。しかし、同委託契約書の経費内訳には、業務委託的業務は導入諸経費、評価替え費用の 140 万円、それ以外の費用はソフトウェア費用、サーバー費用、5 年間のサーバー保守

費用であり、契約時から 5 年間の業務の実績に応じて支払われる内容のもので、歳出科目としては使用料及び賃借料が適当である。

今後外部へ発注する業務の契約に当たっては、業務の性質を十分に吟味し適切な歳出科目を設定し、事業が複数年にまたがる場合は債務負担行為を設定するなど法令を順守した予算の執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、外部へ発注する業務の契約に当たっては業務の性質を十分に吟味し、適切な歳出費目を設定します。また、事業が複数年にまたがる場合は債務負担行為を設定する等、法令を順守した予算執行に努めます。

2 支援委託契約について（留意事項）

システムエンジニアリング、オペレーション 10 支援委託契約（2,295 万 2,895 円）は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し随意契約を行っているが、那覇市契約規則第 21 条の 3 の規定に基づく 2 者以上の見積書を徴していない。同委託契約はシステムエンジニア、オペレーター、10 要員と 3 種の技術者の作業日数、賃金単価から構成されているが、単価等を他社と比較することで契約金額を低減する効果がないとは言えない。

今後業務の契約に当たっては、法令を順守した予算の執行に努めることはもとより、競争性、経済性が客観性を担保した形で実現するよう留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

今後、技術者の業務委託契約においては、法令を順守し 2 社以上の見積書を徴収し、単価等を比較、競争性、経済性を客観的に担保できる契約を行い、予算の適切な執行に努めます。

○ 財政課

1 那覇市地域振興基金の管理について（検討事項）

那覇市地域振興基金は、平成 2 年 10 月に基金が設置されて以来、平成 11 年度に元本の一部 6,000 万円を取り崩したがそれ以外は定期預金の運用益のみを事業の財源として活用している。この数年の定期預金の金利が低利である中で他の基金においては地方債を購入することでより有利な運用を図っていることもあり、当該基金についてもより確実で有利な運用方法も検討されたい。

また、当該基金の管理は財政課が行い当該基金条例の所管は経営企画室と異なるが、基金を適切に管理運用する観点から妥当か検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

当該基金の管理及び運用につきましては、今後、当該基金条例を所管する部署と連携を図り、当該基金のより確実で有利な運用のあり方及び適切な管理について検討をします。

2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について（検討事項）

地方自治法第 234 条の 3 及び同法施行令第 167 条の 17 に基づく長期継続契約

を締結することができる契約を定める条例の制定については、沖縄県内 11 市中 6 市が当該条例を制定している。当該条例が施行された場合、条例で規定された長期継続契約は債務負担行為を設定することなく契約締結を行うことが可能になり、契約業務が簡素化されることと事務の改善につながる効果が期待できる。本市においても当該条例の制定を検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

地方自治法施行令第 167 条の 17 の趣旨を踏まえ、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、関係各課と検討をします。

○ 納税課

滞納繰越分の収納対策について (注意事項)

平成 20 年 11 月 30 日現在の市税の滞納繰越分収入未済額は、27 億 3,685 万 4,135 円である。現年度のみ未納者を対象とする納税催告センターが平成 20 年 9 月から業務を開始され、同センターの効率的・効果的な運用により、現年度分の徴収強化が図られ、収納率の向上に寄与していることから、対前年同月と比較して市県民税・固定資産税・軽自動車税の現年度分については、未納者数、未納額ともに改善が見られる。しかしながら、依然として、多額な滞納繰越分収入未済額が見込まれるので、収納対策を新たに構築することや納税催告センターの運用を含め、滞納繰越分収入未済額のより一層の圧縮に努められたい。

市税の滞納繰越分収納状況 (平成 20 年 11 月 30 日現在) (単位:円)

科 目	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率 (%)
個人市民税	1,064,528,271	182,651,842	881,876,429	17.2
法人市民税	87,702,256	10,289,692	77,412,564	11.7
固定資産税	2,122,534,416	402,947,782	1,719,586,634	19.0
軽自動車税	54,522,783	11,588,905	42,933,878	21.3
市たばこ税	5,796,772	88,542	5,708,230	1.5
事業所税	9,808,000	471,600	9,336,400	4.8
合 計 額	3,344,892,498	608,038,363	2,736,854,135	18.2

□ 注意事項に関する措置

課全体・全職員の収納意識及び徴収技術の向上を図り徴収強化に努めます。また、平成 21 年度は、納税催告センターの効果的な活用を推進するため現年度未納者を対象とした納税推進 G を編成しました。それにより、現年度からの収入未済額(滞納繰越額)の圧縮・削減と滞納処分の強化が効率的で効果的に実施可能になると考えております。

健康福祉部**○ 福祉政策課**

民生委員・児童委員の確保について（努力事項）

本市における民生委員・児童委員は、平成 20 年 11 月 30 日現在の定数 459 人に対し現員数 390 人で 69 人の欠員となっている。

民生委員・児童委員は、地域住民の生活状態を適切に把握し、生活相談や福祉サービスの情報提供、社会福祉事業や社会福祉活動を行う者の支援等により住民の福祉増進を図るため欠かせない存在であることから、民生委員・児童委員の重要な役割や活動を広報し、自治会との連携を図り、定数を確保するよう努められたい。

□ 努力事項に関する措置

平成 21 年 3 月 27 日に那覇市民生児童委員連合会会長、那覇市社会福祉協議会会長及び健康福祉部長による意見交換を実施。定数欠員解消のため、各域の自治会より民生委員・児童委員の候補者を積極的に推薦していく仕組みづくりを行い、地域に根ざした人材確保に努めていくことを確認した。

また、広報については、民生児童委員自身も地域に存在をアピールすることが必要との認識の元、自治会行事への積極的参加や自治会集会で役割の確認を行うといった行動をすることを連合会から各单位民生委員協議会に周知することとした。

同時に、こうした地域への浸透を図ることは、それに応じた相談力が求められることになり、健康福祉部が協力して現任、新任に対する研修実施を民児連の平成 21 年度事業計画に盛り込んだ。

こうした体制を今後も維持継続するために地域の自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員連合会、及び行政機関等で定期的な意見交換会等を行うことも確認した。

○ 障がい福祉課（旧障害福祉課）**1 未収金について（努力事項）**

知的障害者福祉施設入所者自己負担金収入未済額 615 万 2,240 円あるが、前回指摘事項の未収金台帳は作成されているものの、徴収方法が市から利用施設へ変更になったものの徴収計画がない。具体的な徴収計画を策定し、徴収努力していただきたい。

□ 努力事項に関する措置

ご指摘のあった知的障害者福祉施設入所者自己負担金収入未済額については、平成 14 年度における措置制度の負担金であります。

平成 15 年度当初 755 万 7,100 円であった収入未済額について、平成 15 年度から、分割納付相談を行い、徴収計画を立てて徴収しておりましたが、結果として 615 万 2,240 円の未済額が残りました。

当課としましては、滞納者に対して、現年度分から優先的に支払って頂き、入所継続できるように指導する一方で、分割納付などの相談を重ね、徴収計画

を立てて交渉してまいりました。

しかしながら、対象者の多くが、現年度分を利用先に支払うのが精一杯な状況であって、徴収が進まなかったことから、時効完成となりました。

よって、平成 20 年度において、不納欠損処分を行いました。

2 備品管理について(注意事項)

平成 10 年 12 月 24 日にリフト付ワゴン車（重要備品）を 543 万 1,193 円で購入し、那覇市障害者介護型デイサービス事業業務委託契約書に基づきオリブ山病院に使用させているが、平成 14 年 3 月 31 日に事業終了したにも係らず返車されていない。

那覇市物品会計規則第 18 条（物品払い出し等）による備品貸出簿や車両の管理及び費用負担・損害賠償の責任制限等が明記された車両貸与契約書も締結されていない。

重要備品の管理及び交通事故等も考慮し、すみやかに車両の適正管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 14 年 3 月 31 日に、那覇市障害者介護型デイサービス事業業務委託契約が終了しておりますが、その当時、事業で使用していたリフト付ワゴン車が返車の手続きもされず契約関係もないまま現在まで利用され、不適切な状態が続いております。

今後、ご指摘のあった車両については、車両貸与契約を交わし、那覇市物品会計規則に従い適正管理に努めます。

○ チャーがんじゅう課

介護保険料の未収金について（注意事項）

介護保険料の滞納繰越分は、平成 20 年 11 月 30 日現在の調定額 2 億 4,403 万 4,580 円に対し収入済額は 1,609 万 9,613 円で、収入未済額は 2 億 2,793 万 4,967 円となっている。

介護保険料徴収の時効は 2 年間と短期間であり、時効が成立すると介護サービスも制限されることから、介護保険制度の周知を図り早期徴収に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

介護保険料の未収金については、例年、期別毎の督促状の送付及び年 3 回の催告書の送付、4 人の収納推進員による電話・訪問徴収を行っています。

また職員による電話催告、訪問による納付督促等を行いその徴収に取り組んでいるところであります。しかしながら平成 20 年度はシステムの入替えによるトラブル等があり、職員がその対応に追われ例年どおりの徴収態勢がとれませんでした。平成 20 年 11 月末現在の収入済額は 16,099,613 円で、対調定収入率は 6.6%となっております。

滞納繰越分の未収金については、今後も早めの徴収が行えるよう努めてまいります。

○ 保護課

未収金の徴収について（注意事項）

生活保護費返還徴収金の滞納繰越分未収金は、平成 20 年 11 月 30 日現在、1 億 2,484 万 6,115 円である。

分納返済や別途送金制度で確実に収納する方法を導入し努力しているが、保護費返還金は多額であり、なお一層未収金の徴収に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今後も分納返済や別途送金制度により未収金徴収に努めます。又、生活保護を廃止した者からの徴収については、戸籍附票等により住所把握を行い、催告書及び納付書等を発送し徴収に努めてまいります。

健康保険局

○ 国保長寿医療課（旧国保・後期高齢医療課）

未収金について（注意事項）

滞納者に対する取組みとして、資格取得の届出遅延者に係る適用及び保険税賦課の適正化、収納体制の充実・強化、保険税・賦課事務の適正化、口座振替の促進、国民健康保険税の広報等に積極的に取り組んでいるが、平成 20 年 11 月 30 日現在の国民健康保険税の滞納繰越分の収入未済額が 26 億 2,345 万 636 円である。

収納向上対策の観点から、費用対効果を検証しつつ、なお一層滞納繰越分の圧縮に努められたい。

国民健康保険税滞納繰越分収納状況（平成 20 年 11 月 30 日現在）（単位：円）

科 目	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率 (%)
一般被保険者国民健康保険税	2,688,454,247	140,646,248	2,547,807,999	5.2
医療給付費分滞納繰越分	2,471,306,615	130,282,306	2,341,024,309	5.3
介護納付金分滞納繰越分	217,147,632	10,363,942	206,783,690	4.8
退職被保険者国民健康保険税	82,491,930	6,849,293	75,642,637	8.3
医療給付費分滞納繰越分	75,875,946	6,439,474	69,436,472	8.5
介護納付金分滞納繰越分	6,615,984	409,819	6,206,165	6.2
合 計 額	2,770,946,177	147,495,541	2,623,450,636	5.3

□ 注意事項に関する措置

現年度の一般被保険者国民健康保険税の収納率が 90%に満たない場合は、国からの交付金が減額されること、及び現年度未納分が滞納繰越分となるため、その防止策として現年分を優先し徴収している。また、国民健康保険加入者は低所得者の占める割合が高いため現年度分の納付で精一杯であり滞納繰越分までは納付できない世帯が多い状況にあります。

しかしながら、滞納繰越分収納率は、17 年度末(6.63%)、18 年度末(7.04%)、19 年度末(6.96%)と低いため、今後の課題として取り組んでいく必要がある。

収納対策としては、例年現年度分とほぼ同様な対策を行っている。

滞納繰越分への取組みとして H18 年度より特別滞納整理指導員(非常勤)を配置し滞納整理の強化を図っているが、H20 年度は市内・市外滞納者の滞納分析を行い、電話督促・催告書送付等により収納率向上に努めている。

また、平成 21 年 3 月より滞納整理班を編成し、現年度分及び滞納繰越分の徴収体制の強化と収納率向上を図っている。

滞納繰越分の収納対策として、平成 21 年度は、これまでの収納対策を踏まえ、差押等の滞納処分が一番効率的であるため、更なる滞納整理体制の強化・充実を図ると共に、滞納状況分析を行い徴収強化月間や年度毎の重点取組事項等を設定し、より一層収納率向上に努めていきたい。

こどもみらい部

○ こども政策課

未収金の徴収について(努力事項)

幼稚園保育料滞納繰越分未収金は 713 万 4,560 円で、年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らなければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図るよう努められたい。

幼稚園保育料滞納繰越分収納状況(平成 20 年 11 月 30 日現在)(単位:円)

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	収入率(%)
幼稚園保育料	6,952,460	732,900	6,219,560	10.5
預かり保育料	1,165,000	250,000	915,000	21.5
合 計 額	8,117,460	982,900	7,134,560	12.1

□ 努力事項に関する措置

幼稚園保育料滞納繰越分未収金については、年 2 回の催告書の送付、職員による電話督促、在籍のあった幼稚園においても電話や文書により督促を行っております。現年度において毎月の督促、年 2 回の催告書を発送し、11 月の「就学時検診」や 2 月の「入学説明会」では保護者への面談による納付指導を行い納付いただけるよう努めて繰越とならないよう事務を行っております。

また、平成 21 年 2 月から滞納繰越分の未収金の徴収保育料滞納繰越金の徴収対策として民間の債権委託業者「サービサー」と集金代行委任契約を締結し、卒園者の滞納繰越分についての徴収向上を図っており、今後とも早期の回収に努めます。

○ こどもみらい課

未収金の徴収について (努力事項)

保育所運営費保護者負担金等滞納繰越分未収金の徴収については平成 19 年度から民間の債権回収サービス (サービサー) に委託している。その結果、収納率が向上していることは評価できる。しかし未収金 4,972 万 7,870 円は多額であり年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らなければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図るよう努められたい。

保育所運営費保護者負担金等滞納繰越分収納状況 (平成 20 年 11 月 30 日現在) (単位: 円)

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	収入率(%)
保育所運営費保護者負担金 (公立)	22,585,525	3,925,475	18,660,050	17.4
保育所運営費保護者負担金 (認可)	41,733,280	11,603,940	30,129,340	27.8
3 歳以上児主食費 (公立)	1,160,590	222,110	938,480	19.1
合 計 額	65,479,395	15,751,525	49,727,870	24.1

□ 努力事項に関する措置

滞納者に対する効率的な徴収事務として、保育料の未納者に対しては、年 2 回の現況届受付の際、直接こどもみらい課において納付相談を行っています。

さらに、滞納者へ管理職 (課長・副参事等) による電話督促や各保育所 (園) に対して滞納者リストを送付し納付指導を実施し、保育料の徴収率の向上に努めています。

また新規入所面談時における口座振替の強化も図っております。

○ 子育て応援課

未収金の徴収について (努力事項)

児童扶養手当返還金、児童手当返還金の滞納繰越分未収金は 535 万 6,500 円で、年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らなければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図られたい。

児童扶養手当返還金等滞納繰越分収納状況 (平成 20 年 11 月 30 日現在) (単位: 円)

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	収入率(%)
児童扶養手当返還金	4,102,500	341,000	3,761,500	8.3
児童手当返還金	2,115,000	520,000	1,595,000	24.6
合 計 額	6,217,500	861,000	5,356,500	13.8

□ 努力事項に関する措置

児童扶養手当返還金については、年に 2 回以上の督促週間を設け、電話や文

書による督促、納付相談を行います。

また、返還対象者が再び受給資格を取得した場合は、その支払われる手当から返還してもらう調整をする等効率的な徴収の強化を図ります。

児童手当の返還金については、返還金発生後すみやかに徴収計画を立て、那覇市に在住していない該当者へは電話や文書による催告の回数を 2 カ月毎に行い返納を促す。又、新たに受給者となった場合は、再認定後の支給分から未収金分を差し引く処理（児童手当法第 13 条）を行う等早期の徴収に向け努力いたします。